

防災気象情報の見直しに伴う 職員配備基準の変更等について

総務部危機管理防災課

新しい防災気象情報（令和8年5月29日から運用開始）



警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます

◎発表される警報・注意報の名称にレベルが付記され、5段階で危険度が表示されます。避難行動と直結するレベルがすぐわかり、避難判断の目安が明確になります。

【変更例】

（旧）「大雨警報」→（新）「レベル3大雨警報」
警戒レベル3（高齢者等避難）に相当



「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます

◎危険な場所から避難が必要な状況であるレベル4相当の情報が「危険警報」として発表されます。

【変更例】

（旧）「土砂災害警戒情報」→（新）「レベル4土砂災害危険警報」



河川の氾濫の危険度の伝え方が変わります（特別警報の新設など）

◎従来の「洪水警報」「洪水注意報」は廃止されます。今後は河川の区分に応じ伝え方が変わります。

【変更例】

（旧）「洪水警報」
→【洪水予報河川※】（新）「レベル3氾濫警報」
→【洪水予報河川以外の河川】（新）「レベル3大雨警報」

◎河川の氾濫に関し「レベル5氾濫特別警報」が新設されます。

※国土交通省または都道府県と共同で発表する洪水予報の対象河川

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

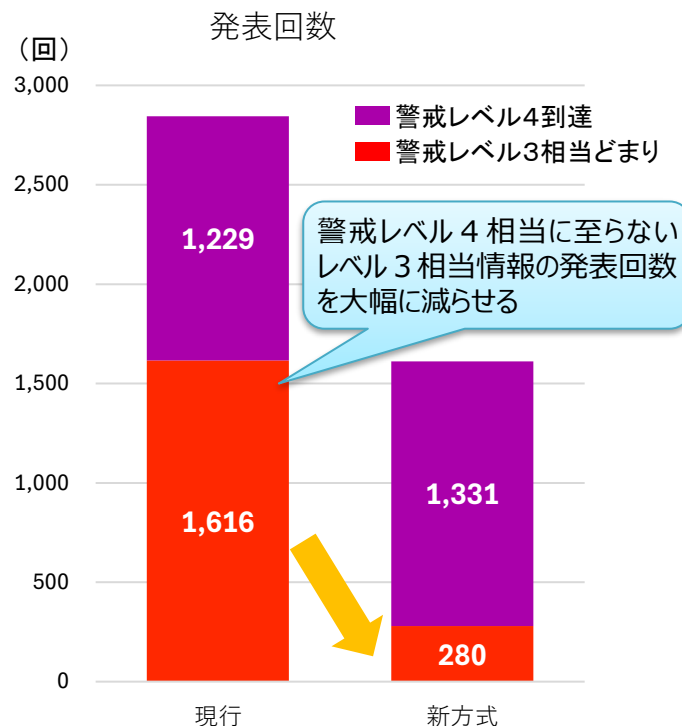
	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮	(警戒レベルごとの) 住民がとるべき行動
	洪水予報河川が対象 千曲川・犀川(両郡橋～ 千曲川合流点)・裾花川 (善光寺用水裾花取水 口～犀川合流点)	水位周知河川(浅川・蛭川 など)・中小河川(岡田 川・土尻川など)・低地の浸 水などが対象	急傾斜地のがけ崩れや 土石流	海水面の上昇や 波の打上げによる浸水	
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保!
----- <警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難! > -----					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに 避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認(避難場所や 避難ルート、避難のタイミングな ど)
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

土砂災害に関する情報

- 警戒レベル4相当は、現在の土砂災害警戒情報から**レベル4土砂災害危険警報**に変更します。
- **レベル3土砂災害警報**は、発表基準を見直すことで、現在の大雨警報（土砂災害）に比べ、警戒レベル4相当に至らない**情報発表を大幅に減らします**。
- 今後は、**まもなくレベル4土砂災害危険警報を発表する可能性が高い**状況において、レベル3土砂災害警報を発表しますので、情報を活用いただくにあたりご留意ください。

土砂災害に関する情報体系と名称

発表指標		60分雨量（解析・予測） 土壌雨量指数（解析・予測）
情報名称	5	レベル5土砂災害特別警報
	4	レベル4土砂災害危険警報
	3	レベル3土砂災害警報
	2	レベル2土砂災害注意報
	1	早期注意情報



土砂災害に関する警戒レベル3相当及び4相当情報の発表回数の比較（令和5年6～9月のデータに基づく）

新方式の警戒レベル3相当情報の発表回数は、レベル4相当情報の基準（CL）に3時間先に到達すると見込まれる場合として算出。

長野市の気象警報等発表区域の変更について

新たな防災情報の運用開始に伴い、長野市を対象とする気象警報等の発表区域について、よりの確な防災対応に資するため、地域ごとの気象や災害特性を踏まえて分割されます。

現行の発表区域名称	変更後の発表区域名称	
長野市 (ながのし)	長野 (ながの)	鬼無里戸隠 (きなさとがくし)



職員の動員配備基準の変更

長野市地域防災計画 新旧対照表

新			旧			備考欄
第3節 非常参集職員の活動			第3節 非常参集職員の活動			
第1 職員の動員配備			第1 職員の動員配備			
<p>風水害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合は、次の基準による配備態勢をとり、迅速かつ的確な災害応急対策活動を実施する体制を確立する。職員を派遣する際は感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p>			<p>風水害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合は、次の基準による配備態勢をとり、迅速かつ的確な災害応急対策活動を実施する体制を確立する。職員を派遣する際は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、<u>応援職員の派遣に当たっては</u>、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p>			
《配備基準（ <u>河川氾濫・大雨</u> ）			《配備基準（ <u>風水害</u> ）			
態勢	配備区分	発令基準 (次の場合ほか、市長が必要と認めたとき)	態勢	配備区分	発令基準 (次の場合ほか、市長が必要と認めたとき)	配備態勢
注意	警戒準備	1 気象台が <u>長野市（長野）にレベル3大雨警報</u> を発表したとき【自動発令（※1）】	注意	警戒準備	1 気象台が <u>長野市に大雨警報（土砂災害、浸水害）、大雨警報（浸水害）又は洪水警報</u> を発表したとき【自動発令（※1）】	雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ●危機管理防災課担当職員 ● <u>鬼無里および戸隠地区以外の支所長又は支所職員</u> ● <u>員</u> ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 ●道路課、河川課、維持課、農地整備課のうち巡視等に必要の職員（排水ポンプ場（排水機場）担当を含む）
		2 気象台が <u>長野市（鬼無里戸隠）にレベル3大雨警報</u> を発表したとき【自動発令】			2 台風等の気象に関する情報で大きな被害が予想され、危機管理防災監が必要と判断したとき	

長野市地域防災計画 新旧対照表

新		旧		備考欄
3	台風等の気象に関する情報で大きな被害が予想され、危機管理防災監が必要と判断したとき	雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ●危機管理防災課担当職員 ●支所長又は支所職員 ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 ●道路課、河川課、維持課、農地整備課のうち巡視等に必要の職員（排水ポンプ場（排水機場）担当を含む）	<u>3 気象台が長野市に大雨警報（土砂災害）を発表したとき【自動発令】</u>	雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ●危機管理防災課担当職員 ●道路課、河川課、維持課、農地整備課のうち巡視等に必要の職員（排水ポンプ場（排水機場）担当を含む） ●土砂災害の危険のある地区の支所長又は支所職員等（※2） ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員
4	市内雨量観測局の測定値が要警戒基準を超えたとき	雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ●危機管理防災課担当職員 ●道路課、河川課、維持課、農地整備課のうち巡視等に必要の職員（排水ポンプ場（排水機場）担当を含む） ●基準値を超えた観測局の最寄りの支所の支所長又は支所職員 ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員	4 市内雨量観測局の測定値が要警戒基準を超えたとき	雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ●危機管理防災課担当職員 ●道路課、河川課、維持課、農地整備課のうち巡視等に必要の職員（排水ポンプ場（排水機場）担当を含む） ●基準値を超えた観測局の最寄りの支所の支所長又は支所職員 ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員
5	気象台が千曲川及び犀川の上流地域に <u>レベル3大雨警報</u> を発表し、河川の水位上昇が見込まれる場合で、危機管理防災監が必要と判断したとき	雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ●危機管理防災課担当職員 河川課及び農地整備課担当職員	5 気象台が千曲川及び犀川の上流地域に大雨警報、 <u>洪水警報</u> を発表し、河川の水位上昇が見込まれる場合で、危機管理防災監が必要と判断したとき	雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ●危機管理防災課担当職員 河川課及び農地整備課担当職員
6	国土交通大臣（千曲川河川事務所長）又は県知事（長野建設事務所長）が長野市に水防警報（準備）を通知したとき	河川警戒巡視・監視を実施できる体制 配備範囲 ●休日夜間は消防署職員 勤務時間中は消防署、関係支所職員	6 国土交通大臣（千曲川河川事務所長）又は県知事（長野建設事務所長）が長野市に水防警報（準備）を通知したとき	河川警戒巡視・監視を実施できる体制 配備範囲 ●休日夜間は消防署職員 勤務時間中は消防署、関係支所職員
7	裾花川系ダムが洪水調整に入ったとき	雨量及び河川情報を把握できる体制 配備範囲 危機管理防災課担当職員	7 裾花川系ダムが洪水調整に入ったとき	雨量及び河川情報を把握できる体制 配備範囲 危機管理防災課担当職員

長野市地域防災計画 新旧対照表

新			旧			備考欄
	8	県知事（長野建設事務所長）が弘崎観測所の水防警報（出動）を通知したとき【自動発令】	雨量及び河川情報を把握できる体制 ●危機管理防災課担当職員 ●信州新町支所長又は支所職員	8	気象台が松本地域（松本市、安曇野市、生坂村）、大北地域（大町市、池田町、松川村）に洪水警報を発表したとき【自動発令】	雨量及び河川情報を把握できる体制 配備範囲 ●危機管理防災課担当職員 ●信州新町支所長又は支所職員 ●道路課、河川課、維持課、農地整備課のうち巡視等に必要の職員
	9	水内ダムの放流量が800 t/秒を超えたとき【自動発令】	雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ●危機管理防災課担当職員 ●信州新町支所長又は支所職員 ●河川課及び農地整備課担当職員	9	県知事（長野建設事務所長）が弘崎観測所の水防警報（出動）を通知したとき【自動発令】	雨量及び河川情報を把握できる体制 ●危機管理防災課担当職員 ●信州新町支所長又は支所職員
警戒	第1配備	1	気象台が長野市にレベル4大雨危険警報を発表した場合で、危機管理防災監が必要と判断したとき。	1	気象台と長野県が長野市に土砂災害警戒情報を発表したとき【自動発令】	災害警戒本部を設置する体制、又は嚴重な水防警戒及び災害応急対策活動を遂行できる体制（自主避難者を含む避難者受入れ準備） 配備範囲 ●危機管理防災監、危機管理防災課全職員 ※上記職員は、発令又は通知（屏川（弘崎、陸郷）及び鳥居川を除く）の段階で【自動発令】 ●本部連絡員 ●各班班長及び情報収集・所属職員連絡体制の確保に必要な人員 ●初期災害対策活動を行う職員（広報担当、避難所開設担当、施設所管担当（被害状況の確認）、避難行動要支援者担当、学校・保育園担当、道路・河川管理担当、交通機関担当等） ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員
		2	気象台が長野市に大雨又は暴風特別警報を発表したとき【自動発令】		2	
		3	国土交通大臣（千曲川河川事務所長）又は県知事（長野建設事務所長）が洪水予報河川において、長野市にレベル2氾濫注意報を発令した場合で、警戒監視報告により危機管理防災監が必要と判断したとき		3	国土交通大臣（千曲川河川事務所長）又は県知事（長野建設事務所長）が洪水予報河川において、長野市に氾濫注意報を発令した場合で、警戒監視報告により危機管理防災監が必要と判断したとき
		4	国土交通大臣（千曲川河川事務所長）又は県知事（長野建設事務所長）が長野市に水防警報（出動）を通知した場合で、警戒監視報告により危機管理防災監が必要と判断したとき		4	国土交通大臣（千曲川河川事務所長）又は県知事（長野建設事務所長）が長野市に水防警報（出動）を通知した場合で、警戒監視報告により危機管理防災監が必要と判断したとき
		5	市内の一部で災害が発生したとき		5	市内の一部で災害が発生したとき

長野市地域防災計画 新旧対照表

新		旧		備考欄		
非常	第2配備	<p>1 国土交通大臣(千曲川河川事務所長)又は<u>県知事(長野建設事務所長)</u>が洪水予報河川において、長野市に<u>レベル3 氾濫警報</u>を発令したとき【自動発令】</p> <p>2 県知事(長野建設事務所長)が<u>水位周知河川(鳥居川を除く)</u>において、長野市に氾濫警戒情報を発令したとき【自動発令】</p> <p>3 県知事(長野建設事務所長)が鳥居川において、長野市に氾濫警戒情報を発令した場合で、発令後も雨量の増加が予想され、市長が必要と判断したとき</p> <p>4 市内の数カ所にわたって重大な災害が発生したとき</p>	<p>災害対策本部設置 配備範囲 ●本部員 ●初期災害対策活動を担当する班は全職員 ●その他の班も所属職員の5割以上</p>	非常	<p>1 国土交通大臣(千曲川河川事務所長)が洪水予報河川において、長野市に<u>氾濫警戒情報</u>を発令したとき【自動発令】</p> <p>2 県知事(長野建設事務所長)が<u>洪水予報河川又は水位周知河川(鳥居川を除く)</u>において、長野市に氾濫警戒情報を発令したとき【自動発令】</p> <p>3 県知事(長野建設事務所長)が鳥居川において、長野市に氾濫警戒情報を発令した場合で、発令後も雨量の増加が予想され、市長が必要と判断したとき</p> <p>4 市内の数カ所にわたって重大な災害が発生したとき</p>	<p>災害対策本部設置 配備範囲 ●本部員 ●初期災害対策活動を担当する班は全職員 ●その他の班も所属職員の5割以上</p>
	第3配備	<p>1 国土交通大臣(千曲川河川事務所長)又は県知事(長野建設事務所長)が洪水予報河川において、長野市に<u>レベル4 氾濫危険警報</u>を発令した場合で、発令後も雨量の増加が予想され、市長が必要と判断したとき</p> <p>2 市内全域にわたり重大な災害が発生したとき</p>	<p>災害対策本部設置 配備範囲 全職員</p>		<p>1 国土交通大臣(千曲川河川事務所長)又は県知事(長野建設事務所長)が洪水予報河川において、長野市に<u>氾濫危険情報</u>を発令した場合で、発令後も雨量の増加が予想され、市長が必要と判断したとき</p> <p>2 市内全域にわたり重大な災害が発生したとき</p>	<p>災害対策本部設置 配備範囲 全職員</p>

長野市地域防災計画 新旧対照表

新			旧	備考欄
<u>（配備基準（土砂災害））</u>				
態勢	配備区分	発令基準 （次の場合ほか、市長が必要と認めたとき）	配備態勢	
注意	警戒準備	1 気象台が長野市にレベル2土砂災害注意報を発表したとき【自動発令（※1）】	雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制 配備範囲 ●危機管理防災課担当職員	
		2 気象台が長野市（長野）にレベル3土砂災害警報を発表したとき【自動発令】	雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制並びに自主避難者を含む避難者受け入れ準備体制 配備範囲 ●危機管理防災監、危機管理防災課全職員 ●鬼無里および戸隠地区以外の土砂災害の危険のある地区の支所長又は支所職員等（※2） ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 ●道路課、河川課、維持課、農地整備課のうち巡視等に必要の職員（排水ポンプ場（排水機場）担当を含む） ●避難所開設担当のうち必要の職員	
		3 気象台が長野市（鬼無里戸隠）にレベル3土砂災害警報を発表したとき【自動発令】	雨量及び河川情報を把握できる体制、又は被害情報の収集活動ができる体制並びに自主避難者を含む避難者受け入れ準備体制 配備範囲 ●危機管理防災監、危機管理防災課全職員 ●鬼無里および戸隠地区の支所長又は支所職員 ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 ●道路課、河川課、維持課、農地整備課のうち巡視等に必要の職員（排水ポンプ場（排水機場）担当を含む） ●避難所開設担当のうち必要の職員	
				【旧】 配備基準（風水害） < 配備区分 > 警戒準備 < 発令基準 > 3 気象台が長野市に大雨警報（土砂災害）を発表したとき【自動発令】
				【旧】 配備基準（風水害） < 配備区分 > 警戒準備 < 発令基準 > 3 気象台が長野市に大雨警報（土砂災害）を発表したとき【自動発令】

長野市地域防災計画 新旧対照表

新		旧	備考欄
警戒 第1配備	1 気象台が長野市（長野）にレベル4土砂災害危険警報を発表したとき【自動発令】	<p>災害警戒本部を設置する体制、又は災害応急対策活動を遂行できる体制並びに自主避難者を含む避難者受入れ体制</p> <p>配備範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ●危機管理防災監、危機管理防災課全職員 ●本部連絡員 ●各班班長（支所長については別途記載）及び情報収集・所属職員連絡体制の確保に必要な人員 ●初期災害対策活動を行う職員（広報担当、避難所開設担当、施設所管担当（被害状況の確認）、避難行動要支援者担当、学校・保育園担当、道路・河川管理担当、交通機関担当等） ●鬼無里および戸隠地区以外の土砂災害の危険のある地区の支所長及び支所職員等（※2） ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 	<p>【旧】 配備基準（風水害）</p> <p>< 配備区分 ></p> <p>第1 配備</p> <p>< 発令基準 ></p> <p>1 気象台と長野県が長野市に土砂災害警戒情報を発表したとき【自動発令】</p>
	2 気象台が長野市（鬼無里戸隠）にレベル4土砂災害危険警報を発表したとき【自動発令】	<p>災害警戒本部を設置する体制、又は災害応急対策活動を遂行できる体制並びに自主避難者を含む避難者受入れ体制</p> <p>配備範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ●危機管理防災監、危機管理防災課全職員 ●本部連絡員 ●各班班長（支所長については別途記載）及び情報収集・所属職員連絡体制の確保に必要な人員 ●初期災害対策活動を行う職員（広報担当、避難所開設担当、施設所管担当（被害状況の確認）、避難行動要支援者担当、学校・保育園担当、道路・河川管理担当、交通機関担当等） ●鬼無里および戸隠地区の支所長及び支所職員 ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 	<p>【旧】 配備基準（風水害）</p> <p>< 配備区分 ></p> <p>第1 配備</p> <p>< 発令基準 ></p> <p>1 気象台と長野県が長野市に土砂災害警戒情報を発表したとき【自動発令】</p>
	3 市内の一部で災害が発生したとき	<p>災害警戒本部を設置する体制、又は厳重な水防警戒及び災害応急対策活動を遂行できる体制並びに自主避難者を含む避難者受入れ体制</p> <p>配備範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ●危機管理防災監、危機管理防災課全職員 ●本部連絡員 ●各班班長及び情報収集・所属職員連絡体制の確保に必要な人員 ●初期災害対策活動を行う職員（広報担当、避難所開設担当、施設所管担当（被害状況の確認）、避難行動要支援者担当、学校・保育園担当、道路・河川管理担当、交通機関担当等） ●支所長から参集指示のあった災害対応支援職員 	

長野市地域防災計画 新旧対照表

新			旧	備考欄
非常	第2配備	市内の数カ所にわたって重大な災害が発生したとき	<p>災害対策本部設置</p> <p>配備範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本部員 ●初期災害対策活動を担当する班は全職員 ●その他の班も所属職員の5割以上 	
	第3配備	市内全域にわたり重大な災害が発生したとき	<p>災害対策本部設置</p> <p>配備範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ●全職員 	
<p>※1：自動発令とは、対象となる警報が発表されたことを知ったとき、配備命令の伝達を待たずに配備に付くことをいう。</p> <p>※2：土砂災害の危険のある地区は、第一、第二、古里、浅川、若槻、安茂里、小田切、芋井、篠ノ井、松代、若穂、七二会、信更、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町及び中条の19地区をいう。</p> <p>なお、必要に応じ各部においても次の体制をとる。</p> <p>建設部（土木）災害対策要領に基づき、維持課内に建設部長を本部長とする建設部災害対策本部を設置し、警戒活動、応急対策活動を指揮統括する。</p> <p>長野市消防局警防活動組織規程に基づき、消防局内に消防局長を本部長とする水災警防本部を設置し、水防活動を指揮統括する。</p> <p>大規模災害時における医療救護計画に基づき、長野市災害対策本部設置後、災害対策本部長の指示により、長野市保健所内に長野市保健所長を本部長とする長野市医療救護本部を設置し、応急対策活動を指揮統括する。</p> <p>長野市災害廃棄物処理計画に基づき、環境部内に環境部長を長とする長野市災害廃棄物対策調整会議を設置し、廃棄物処理活動全般を指揮統括する。</p> <p>以下、震災対策編 第3章 第2節 第1「職員の動員配備」に準ずる。</p>			<p>※1：自動発令とは、対象となる警報が発表されたことを知ったとき、配備命令の伝達を待たずに配備に付くことをいう。</p> <p>※2：土砂災害の危険のある地区は、第一、第二、古里、浅川、若槻、安茂里、小田切、芋井、篠ノ井、松代、若穂、七二会、信更、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町及び中条の19地区をいう。</p> <p>なお、必要に応じ各部においても次の体制をとる。</p> <p>建設部（土木）災害対策要領に基づき、維持課内に建設部長を本部長とする建設部災害対策本部を設置し、警戒活動、応急対策活動を指揮統括する。</p> <p>長野市消防局警防活動組織規程に基づき、消防局内に消防局長を本部長とする水災警防本部を設置し、水防活動を指揮統括する。</p> <p>大規模災害時における医療救護計画に基づき、長野市災害対策本部設置後、災害対策本部長の指示により、長野市保健所内に長野市保健所長を本部長とする長野市医療救護本部を設置し、応急対策活動を指揮統括する。</p> <p>長野市災害廃棄物処理計画に基づき、環境部内に環境部長を長とする長野市災害廃棄物対策調整会議を設置し、廃棄物処理活動全般を指揮統括する。</p> <p>以下、震災対策編 第3章 第2節 第1「職員の動員配備」に準ずる。</p>	